

**以下の資料を作成し、遺漏のないよう添付すること。
資料不足・記載不足がある場合、許可が下りません。**

添付する資料	作成に当たっての注意点
位置図（案内図）	物件設置を行う箇所が分かるように作成すること。 また、周辺のランドマーク（公共施設等）も明示すること。
平面図	施工箇所の敷地全域、物件設置の箇所、取出箇所等の必要事項を示した平面図とすること。（縮尺は任意とする。）
下水道台帳	該当箇所の下水道台帳を添付すること。 また、開発箇所のエリア、取付管の位置、柵設置位置を記入すること。（手書きで可）
横断図	舗装復旧について、仮復旧、本復旧ともに作成し、舗装厚及び使用材料を明記すること。
取付管標準図	民地から道路用地内の下水本管まで、距離、高さ、構造等の必要事項を全て網羅するよう作成すること。 水道管等が近接する場合には必ず明記すること。 取付管と下水本管の管種が異なる場合には、接続方法を明確に記載すること。
柵蓋構造図	壬生町の町章が入ったものとする。 鉄蓋か塩ビ蓋のどちらかを使用するか明記すること。
土留め工構造図	使用する土留め工の構造図を添付すること。
迂回路計画図	物件設置工事を行うにあたり、道路を通行止めとして行う場合には、迂回路計画図を作成・提出すること。 作成に当たっては、看板、交通誘導員、安全施設等の明示及び、自動車等の通行可能なルートでの迂回路を計画すること。

当町所管課職員が現地を確認し、申請内容と相違がある場合には再施工を指示します。